

## 長久手市ごみ散乱防止ネット貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、もえるごみ及びプラスチック製容器包装の出し場所（以下「ごみ出し場所」という。）の適正管理及び生活環境の保全を図るため、ごみ散乱防止ネット（以下「ネット」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象等)

第2条 貸与の対象は、複数の世帯が利用しているごみ出し場所とする。ただし、マンション、アパート等の共同住宅の居住者専用のごみ出し場所は対象としない。

2 からす等によるごみ散乱の被害があり、ごみ出し場所を利用する世帯の中から管理責任者を置き、利用世帯が協力して適正に管理できること。

(管理責任者の役割)

第3条 管理責任者の役割は、次のとおりとする。

- (1) ごみ出し場所を利用する世帯を把握し、ごみ出しルールの徹底に努めること。
- (2) ごみ出し場所を利用する世帯の協力を得ながら、ごみ出し場所の美化とネットの適正な管理に努めること。
- (3) ネットの管理などに関して問題が生じた場合は、市の担当者と協力して改善に努めること。

(規格及び枚数)

第4条 貸与するネットの規格は、縦2メートル、横3メートルとし、概ね10世帯までが利用するごみ出し場所1箇所につき1枚を貸与する。

(貸与の申請)

第5条 ネットの貸与を受けようとする者は、「ごみ散乱防止ネット貸与申請書」（様式第1号）を環境課長に提出しなければならない。

(貸与の条件)

第6条 ネットの貸与の条件は、次のとおりとする。

- (1) ごみ収集後は、速やかに片付け、紛失、盗難、破損などのないよう努

めること。

- (2) 歩行者及び車両などの通行の妨げにならないように使用すること。
- (3) ごみ散乱防止の目的以外の使用、第三者への譲渡、転貸、売却をしないこと。

(ネットの返還)

第7条 ネットの貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ネットを返還させることができる。

- (1) ネットの返還を申し出たとき。
- (2) 貸与を受けたネットを目的外に利用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。